

介護職員等特定処遇改善加算にかかる「見える化」要件について

■介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬改定に伴い「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得
- ② 職場環境等要件に関し、複数の取組の実施
- ③ 賃金以外の処遇改善の取組内容の「見える化」

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組につきまして、以下の通り公表いたします。

■当法人の加算の取得状況

施設名	介護サービス種別	取得加算
特別養護老人ホーム「楽聚」	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
	短期入所生活介護	特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）
デイサービスセンター「楽聚」	通所介護	特定処遇改善加算Ⅰ（1.2%）

■職場環境等要件項目及び当法人としての取組

- ① 入職促進に向けた取組
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
 - ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機

器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施